

# 宮津市地域防災計画 (原子力災害対策編)

平成25年2月21日制定  
平成25年8月6日修正  
平成28年1月21日修正  
平成30年3月15日修正

宮津市防災会議

## 地域防災計画（原子力災害対策編）

### 目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 本編の目的.....	1
第2節 本編の性格.....	1
1. 宮津市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画.....	1
2. 宮津市における他の災害対策との関係.....	1
3. 本編の修正.....	1
第3節 本編の周知徹底.....	2
第4節 本編の作成又は修正に際し遵守すべき指針.....	2
第5節 本編の基礎とするべき災害の想定.....	2
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲.....	3
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施.....	4
1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施.....	4
2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施.....	4
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱.....	5
第2章 原子力災害事前対策.....	7
第1節 基本方針.....	7
第2節 高浜発電所との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理..	7
第3節 立入検査と報告の徴収.....	7
第4節 原子力防災専門官及び上級放射線防災専門官との連携.....	7
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	7
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備.....	8
1. 情報の収集・連絡体制の整備.....	8
2. 情報の分析整理.....	9
3. 通信手段・経路の多様化.....	10
第7節 緊急事態応急体制の整備.....	11
1. 警戒態勢等をとるために必要な体制等の整備.....	11
2. 災害対策本部体制等の整備.....	12
3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制.....	12
4. 長期化に備えた動員体制の整備.....	13
5. 防災関係機関相互の連携体制.....	13
6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊.....	13
7. 自衛隊との連携体制.....	13

8. 広域的な応援協力体制の拡充・強化.....	13
9. モニタリング体制等.....	14
10. 専門家の派遣要請手続き.....	15
11. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備.....	15
12. 複合災害に備えた体制の整備.....	15
13. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携.....	15
第8節 避難収容活動体制の整備.....	15
1. 避難計画の作成.....	15
2. 避難所等の整備等.....	16
3. 避難行動要支援者に関する措置.....	17
4. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備.....	18
5. 学校等施設における避難計画の整備.....	19
6. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成.....	19
7. 住民等の避難状況の確認体制の整備.....	19
8. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備.....	19
9. 警戒区域を設定する場合の計画の策定.....	19
10. 避難所等・避難方法等の周知.....	19
第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等.....	20
1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備.....	20
2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保.....	20
第10節 緊急輸送活動体制の整備.....	20
1. 専門家の移送体制の整備.....	20
2. 緊急輸送路の確保体制等の整備.....	20
第11節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備.....	20
1. 救助・救急活動用資機材の整備.....	20
2. 救助・救急機能の強化.....	20
3. 原子力災害医療活動体制等の整備.....	21
4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備.....	21
5. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備.....	22
6. 物資の調達、供給活動体制の整備.....	22
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備.....	23
第13節 行政機関の業務継続計画の策定.....	23
第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発.....	24
第15節 防災業務関係者の人材育成.....	25
第16節 防災訓練等の実施.....	25
1. 訓練計画の策定.....	25

2. 訓練の実施.....	26
3. 実践的な訓練の実施と事後評価.....	26
第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応.....	26
第18節 災害復旧への備え.....	27
第19節 関西電力株式会社の行う予防対策.....	27
第3章 緊急事態応急対策.....	29
第1節 基本方針.....	29
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保.....	29
1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡.....	29
2. 応急対策活動情報の連絡.....	30
3. 一般回線が使用できない場合の対処.....	31
4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動.....	31
第3節 活動体制の確立.....	34
1. 宮津市の活動体制.....	34
2. 原子力災害合同対策協議会への出席等.....	42
3. 専門家の派遣要請.....	42
4. 応援要請及び職員の派遣要請等.....	42
5. 自衛隊の派遣要請等.....	43
6. 原子力被災者生活支援チームとの連携.....	43
7. 防災業務関係者の安全確保.....	43
第4節 避難、一時移転等の防護活動.....	44
1. 避難、一時移転等の防護活動の実施.....	44
2. 避難所等.....	45
3. 広域一時滞在（一次避難）.....	47
4. 安定ヨウ素剤の予防服用.....	47
5. 避難行動要支援者への配慮.....	48
6. 要配慮者等への配慮.....	48
7. 学校等施設における避難措置.....	48
8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置.....	49
9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置.....	49
10. 飲食物、生活必需品等の供給.....	49
第5節 治安の確保及び火災の予防.....	49
第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等.....	49
第7節 緊急輸送活動.....	50
1. 緊急輸送活動.....	50
2. 緊急輸送のための交通確保.....	51

第8節 救助・救急及び医療活動.....	51
1. 救助・救急及び消火活動.....	51
2. 医療措置.....	51
第9節 住民等への的確な情報伝達活動.....	51
1. 住民等への情報伝達活動.....	51
2. 住民等からの問い合わせに対する対応.....	52
第10節 自発的支援の受入れ等.....	53
1. ボランティアの受入れ.....	53
2. 国民等からの義援物資、義援金及び見舞金の受入れ.....	53
第11節 行政機関の業務継続に係る措置.....	54
第12節 水資源対策.....	55
第13節 家庭動物等対策.....	55
第14節 関西電力株式会社の行う応急対策.....	55
第4章 原子力災害中長期対策.....	57
第1節 基本方針.....	57
第2節 高浜発電所の防護体制の解除.....	57
第3節 現地事後対策連絡会議への職員の派遣.....	57
第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定.....	57
第5節 放射性物質による環境汚染への対処.....	57
第6節 各種制限措置の解除.....	57
第7節 災害地域住民に係る記録等の作成.....	58
1. 災害地域住民の記録.....	58
2. 災害対策措置状況の記録.....	58
第8節 被災者等の生活再建等の支援.....	58
第9節 風評被害等の影響の軽減.....	58
第10節 被災中小企業等に対する支援.....	58
第11節 心身の健康相談体制の整備.....	58

【別添】

別表1 緊急事態区分とEALについて.....	59
別表2 OILと防護措置について.....	62

## 第1章 総 則

### 第1節 本編の目的

本編は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「**災対法**」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「**原災法**」という。）に基づき、関西電力株式会社高浜発電所（以下「**高浜発電所**」という）の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転及び事業所外運搬（以下「**運搬**」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で高浜発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、宮津市、京都府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民等の被ばく線量を最小限に抑え、住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

### 第2節 本編の性格

#### 1. 宮津市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本編は、本市域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画、原子力災害対策編及び京都府の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成するものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

#### 2. 宮津市における他の災害対策との関係

本編に定めのない事項については「宮津市地域防災計画風水害等予防計画、風水害等応急対応計画、地震災害予防計画、地震災害応急対策計画、石油類等流出事故対策計画及び災害復旧計画」によるものとする。

#### 3. 本編の修正

本編は、防災基本計画、原子力災害対策指針等の見直し等により、修正の必要があると認める場合には、**災対法**第42条の規定に基づき、これを変更するものとする。

### 第3節 本編の周知徹底

本編は、関係行政機関、関係公共機関、その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

### 第4節 本編の作成又は修正に際し遵守すべき指針

本編の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成29年7月5日全部改正）を遵守するものとする。

### 第5節 本編の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

【原子力災害対策指針 第1(2)①(i)「原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」】

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

## 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、具体的な地域を定めるものとし、本市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は次のとおりとする。

- ・緊急時防護措置を準備する区域  
(UPZ : Urgent Protective Action planning Zone)  
「緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)」を高浜発電所から概ね30kmまでの範囲として表1及び図1に示すとおりとする。

表1 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ)

(平成29年12月31日現在)

発電所	対象地域	人口
高浜発電所	宮津市域全域	18,324人

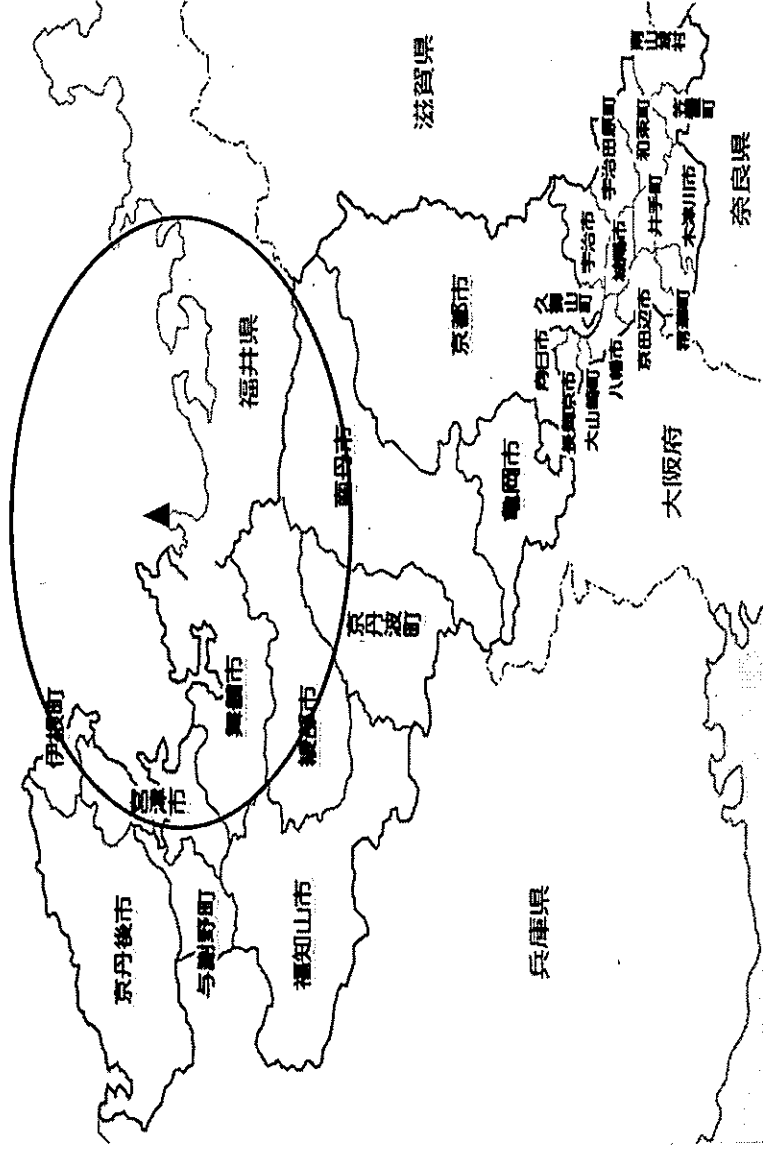


図1 UPZ (高浜発電所)



## 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

### 1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってP A Zの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・ 情報収集事態（高浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）
- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

※緊急事態区分とE A Lについて（別表1のとおり）

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとし、U P Zの範囲外においても、必要に応じて予防的な防護措置（屋内退避）を実施することとする。

※O I Lと防護措置について（別表2のとおり）

### 2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、U P Zを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。（別表2のとおり）

## 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

表2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱(1)

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮津市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び教育・訓練</li> <li>2 通信連絡網の整備</li> <li>3 防護資機材及び防護対策資料の整備</li> <li>4 環境条件の把握</li> <li>5 宮津市災害対策本部等の設置</li> <li>6 災害状況の把握及び伝達等</li> <li>7 京都府が行う汚染状況調査に対する協力</li> <li>8 住民等の退避、避難、立入制限、救出等</li> <li>9 京都府が行う被ばく者の診断及び措置に対する協力</li> <li>10 汚染飲食物の採取制限等</li> <li>11 緊急輸送及び必需物資の調達</li> <li>12 京都府が行う放射性汚染物質の除去に対する協力</li> <li>13 制限措置の解除</li> <li>14 損害賠償の請求等に必要資料の整備</li> <li>15 京都府が行う原子力防災に対する協力</li> <li>16 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置</li> </ol>
京都府	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報及び教育・訓練</li> <li>2 通信連絡網の整備</li> <li>3 観測施設及び緊急時医療施設の整備</li> <li>4 環境条件の把握</li> <li>5 防護資機材及び防護対策資料の整備</li> <li>6 京都府災害対策本部等の設置</li> <li>7 災害状況の把握及び伝達等</li> <li>8 放射性物質による汚染状況調査</li> <li>9 住民等の避難（広域輸送）及び立入制限等</li> <li>10 被ばく者の診断及び措置</li> <li>11 汚染飲食物の採取制限等</li> <li>12 緊急輸送及び必需物資の調達</li> <li>13 放射性汚染物質の除去</li> <li>14 制限措置の解除</li> <li>15 損害賠償の請求等に必要資料の整備</li> <li>16 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言</li> <li>17 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置</li> </ol>
京都府宮津警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺住民等への情報伝達</li> <li>2 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け</li> <li>3 交通規制及び緊急輸送の支援</li> <li>4 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持</li> </ol>
宮津与謝消防組合消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急時における府・市町等との連絡調整</li> <li>2 住民の救助・救急、避難誘導等</li> <li>3 緊急消防援助隊の要請・受入れ調整</li> </ol>

表 2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (2)

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	近畿農政局 1 農産物・農地の汚染対策及び除染措置の指導
自衛隊	第八管区海上保安本部 (宮津海上保安署) 1 海難救助、海上における安全及び治安の確保並びに船舶交通の規制 2 海上モニタリングの支援 3 海上における緊急輸送の確保 大阪管区気象台 (京都地方気象台) 1 気象状況等の把握及び解析 2 緊急時モニタリングセンターへの支援 陸上自衛隊第7普通科連隊 陸上自衛隊第4施設団 海上自衛隊舞鶴地方総監部 海上自衛隊第23航空隊 1 モニタリングの支援 2 緊急輸送の確保
指定公共機関	日本赤十字社 (京都支部) 1 緊急時医療センターへの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 関西電力株式会社 1 原子力発電所の安全性の確保 2 防災に必要な社内教育及び訓練の徹底 3 環境条件の把握及び資料の提供 4 防災活動体制の整備 5 防災業務設備の整備 6 放射線(能)の観測設備機材、通信連絡設備 7 放射線防護機材、消防救助用機材等 8 連絡通報体制の整備 9 汚染拡大防止措置 10 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施 11 原災法及び関係法令等に基づく必要な措置 12 京都府及び関係市町の実施する原子力防災対策に関する積極的な全面協力を
指定地方公共機関	一般社団法人京都府医師会 1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整 一般社団法人京都府バス協会 1 避難住民等の輸送 一般社団法人京都府トラック協会 1 緊急物資の輸送

表 2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (3)

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
公共的団体等	一般社団法人与謝医師会 1 緊急時医療センターの支援 2 医療救護班の編成及び派遣 3 民間医療機関の医療活動の確保及び調整 京都農業協同組合 宮津地方森林組合 京都府漁業協同組合 1 汚染農作物・水産物の出荷制限等応急対策の指導 2 食料供給支援 3 放送設備等を利用しての広報活動等の協力

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 第2節 高浜発電所との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

(1) 市は、関西電力株式会社作成又は修正しようとする高浜発電所防災業務計画について、府から意見聴取を受けたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

(2) 市は、関西電力株式会社が届ける高浜発電所に係る下記の書類の写しを府から受領する。

- ①高浜発電所原子力防災組織の原子力防災要員の現況の届け出
- ②高浜発電所原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）若しくは副原子力防災管理者の選任又は解任の届け出
- ③放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況の届け出

### 第3節 立入検査と報告の徴収

市は、府が行う関西電力株式会社からの報告の徴収及び立入検査の実施結果の概要について、通知を受けるものとする。

### 第4節 原子力防災専門官及び上級放射線防災専門官との連携

(1) 市は、本編の修正等、高浜発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

(2) 市は、事故時の連絡体制の準備、府や関係市町等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、府と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上級放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

### 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 市は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、義援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等

を活用するものとする。

(2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(3) 市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

## 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、府、関係市町、関西電力株式会社、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

### 1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 宮津市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、府、関係市町、関西電力株式会社その他防災関係機関との間に確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、府、関西電力株式会社その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

特に、関西電力株式会社とは、本編等により、緊急時及び災害発生時における各種情報の連絡通報に万全を期するものとする。

ア 関西電力株式会社からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び府と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信関係防災機関との連携

市は、非常通信関係防災機関と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る

ものとする。

#### (5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、携帯電話、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

#### (6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めるところとができる仕組みの構築に努めるものとする。

## 2. 情報の分析整理

### (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるように必要な体制の整備に努めるものとする。

### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、これらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び府とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

### (3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、府、関西電力株式会社その他関係機関と連携して応急対策の確かな実施に資するため、次に掲げる高浜発電所に関する資料、社会環境に関する資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

また、市は社会環境に関する資料等を災害対策本部に適切に備え付けるものとする。

#### ①高浜発電所に関する資料

ア 高浜発電所原子力事業者防災業務計画

イ 高浜発電所の施設の配置図

#### ②社会環境に関する資料

ア 周辺概況図

イ 周辺地域の人口、世帯数（高浜発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表等の情報を含む。）

エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（高浜発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

カ 原子力災害医療体制に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

③放射線物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア 周辺地域の気象資料（過去10年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の見補地点図及び環境試料採取の見補地点図

ウ 京都府の線量推定計算に関する資料

エ 京都府の平常時環境放射線モニタリングに関する資料

オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

カ 農林水産物の生産及び出荷状況

④防護資機材等に関する資料

ア 防護資機材の備蓄・配備状況

イ 避難用車両の緊急時における運用体制

ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア 関西電力株式会社を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

イ 関西電力株式会社との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥避難に関する資料

ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした府県・市町村間の調整済のもの）

3. 通信手段・経路の多様化等

市は、国及び府と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

①防災行政無線の確保・活用

市は、国、府とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

## ②災害に強い伝送路の構築

市は、国及び府と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

## ③機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を努めるものとする。

## ④災害時優先電話等の活用

市は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

## ⑤通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要がある際には、国と事前の調整を実施するものとする。

## ⑥非常用電源等の確保

市は、府及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して非常用電源設置（補充用燃料を含む。）の整備等を図るものとする。

## ⑦保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

## 第7節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

### 1. 警戒態勢等をとるために必要な体制等の整備

#### (1) 警戒態勢等をとるために必要な体制

市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。



## (2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、直ちに国及び府と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の出発体制、必要な資機材等を整備するものとする。

## (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

## 2. 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてもあらかじめ定めしておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めしておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

## 3. オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、府、関係周辺自治体とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会はオフサイトセンターに設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、府及び府内関係市町及び福井県等のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び関西電力株式会社から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、国立研究開発法人量子化学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じて出席することとされている。このため、市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、府、関係周辺自治体、関係機関、関西電力株式会社等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

#### 4. 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、府及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

#### 5. 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、府、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関西電力株式会社、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の勧告又は指示を行う際に、国又は府に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

#### 6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、宮津与謝消防組合消防本部と協力し、消防の応援について京都府内外の近隣市町村及び京都府内全市町村による協定の締結を促進するなど、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

#### 7. 自衛隊との連携体制

市は、京都府知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

#### 8. 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、関西電力株式会社との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

### 9. モニタリング体制等

緊急時モニタリングのために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係府県（P A Zを含む府県及びU P Zを含む府県をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

市は、緊急時モニタリングにおける、府等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに連絡体制を構築しておく。

表3 環境放射線モニタリングの状況

(平成 29 年 12 月現在)

モニタリングポスト (31箇所)	日出測定所 峰山測定所 上司測定所 宮津測定所 田井MP 大山測定所 塩汲測定所 岡安測定所 夕潮台MP 吉坂測定所 倉梯測定所 老富測定所 地頭測定所 上杉測定所 綾部測定所 福知山測定所 八津合測定所 倉谷測定所 島測定所 本庄測定所 園部測定所 盛郷測定所 美山測定所 久多測定所 上京測定所 亀岡測定所 乙訓測定所 伏見 I 測定所 伏見 II 測定所 宇治測定所 木津測定所
簡易電子線量計 (5 箇所)	安寿の里もみじ公園測定所 杉末会館駐車場測定所 府中小学校測定所 日置小学校測定所 波見の里センター測定所

## 10. 専門家の派遣要請手続き

市は、関西電力株式会社から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

## 11. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、府、関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

## 12. 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び府と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合は、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

## 13. 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、京都府及び関西電力株式会社と相互の連携を図るものとする。

## 第8節 避難収容活動体制の整備

### 1. 避難計画の作成

市は、国、府及び関西電力株式会社の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を策定するものとする。

#### (1) P A Z

原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時にはP A Z圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

## (2) UPZ

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

## (3) 共通

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき区域外とする。なお、市の境界を越えた広域の避難計画の策定については、国及び府が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

## 2. 避難所等の整備等

### (1) 避難所等の整備

市は、府や関西広域連合の協力を得て、他の市町村の地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、避難生活を送るための指定避難所等をあらかじめ定めるものとし、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等への避難が可能となるよう努めるものとする。

なお、指定避難所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定避難所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。

また、市は、府や関西広域連合の協力を得て、避難所となる施設の管理者等との協定の締結を推進するとともに、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つことができよう協議するものとする。

### (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、府と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

### (3) コンクリート屋内退避施設の整備

市は、府等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

### (4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、府と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

市は、国、府、企業等に協力を求め、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制の整備に努めるものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、府に協力を求め、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努めるものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、府に協力を求め、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所における備蓄、通信設備の整備等に努めるものとする。

3. 避難行動要支援者に関する措置

(1) 市は、避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、災害時要援護者名簿（災害対策基本法第49条の10に規定する避難行動要支援者名簿と同義）を作成するものとする。また、災害時要援護者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 市は、消防機関、警察機関、自治会、自主防災組織、民生児童委員等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ災害時要援護者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

#### 4. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 市は、府の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。

①市は、府の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。

特に、病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び重度の在宅要配慮者の避難については、京都市府災害時要配慮者避難支援センターと連携し、受入体制の確立や協力体制の確立に努める。

②市は、府の助言のもと、災害時要援護者避難支援プラン（個別支援計画）等の整備に努めるものとする。

(2) 病院等医療機関の管理者は、府及び市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、府及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

(4) 市は、府が国の協力のもと促進する社会福祉施設、医療機関、公民館等の放射線防護対策工事に協力するものとする。

(5) 市は、府が大規模・広域災害発生時における病院等の入院患者、社会福祉施設の入所者及び在宅要配慮者の避難・受入や他都道府県発災時の応援態勢等について、行政・医療・福祉関係者により調整を行うために設置する京都市府災害時要配慮者避難支援センターと連携するものとする。

なお、同センターの構成機関は下表のとおりである。

行政機関	京都市、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町
医療関係団体	一般社団法人京都市医師会、一般社団法人京都私立病院協会、一般社団法人京都精神科病院協会、一般社団法人京都府病院協会、公益社団法人京都府看護協会、京都透析医会
福祉関係団体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、一般社団法人京都府老人福祉施設協議会、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会、一般社団法人京都府社会福祉士会、一般社団法人京都府介護福祉士会、京都府ホームヘルパー連絡協議会、公益社団法人京都府介護支援専門員会、京都府障害厚生施設協議会、京都知的障害者福祉施設協議会、京都府児童福祉施設連絡協議会、京都児童養護施設長会、京都市身体障害者福祉施設長協議会

## 5. 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、府及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、府と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

## 6. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、府及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

## 7. 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

## 8. 居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は、府の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援サービスを容易かつ確実に受け渡すことができよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

## 9. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び府と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

## 10. 避難所等・避難方法等の周知

市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を府、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、府及び関西電力株式会社と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について



整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

## **第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等**

### **1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備**

市は、国、府及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

### **2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保**

市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

## **第10節 緊急輸送活動体制の整備**

### **1. 専門家の移送体制の整備**

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（ヘリポートの場所や指定利用手続き、現地までの先導体制等）について京都府があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

### **2. 緊急輸送路の確保体制等の整備**

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に配慮するものとする。また、市の道路管理者は、国、府、京都府警察本部及び関係機関と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

## **第11節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備**

### **1. 救助・救急活動用資機材の整備**

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、府及び官津与謝消防組合消防本部と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

### **2. 救助・救急機能の強化**

市は府、官津与謝消防組合消防本部及び関西電力株式会社と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 3. 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

表4 原子力災害医療体制の状況

資料：京都府医療課  
(平成29年12月現在)

1	国立病院機構京都医療センター(基幹病院)
2	京都大学医学部附属病院
3	京都府立医科大学附属病院

※原子力災害拠点病院：被ばく傷病者等に対する専門的医療を実施する地域の中核病院。合わせて、教育研修、訓練の実施、原子力災害医療派遣チームの配置等の役割を担う。

1	医療法人清仁会亀岡シミズ病院
2	亀岡市立病院
3	京都中部組合医療センター
4	国保京丹波町病院
5	市立福知山市民病院
6	医療法人福富士会京都ルネス病院
7	市立福知山市民病院 大江分院
8	綾部市立病院
9	国立病院機構 舞鶴医療センター
10	舞鶴赤十字病院
11	国家公務員共済組合連合会 舞鶴共済病院
12	京都府立医科大学附属北部医療センター
13	公益財団法人丹後中央病院
14	京丹後市立弥栄病院
15	京丹後市立久美浜病院
16	日本赤十字社京都府支部
17	一般社団法人京都府医師会
18	一般社団法人舞鶴医師会
19	一般社団法人与謝医師会
20	一般社団法人福知山医師会
21	船井医師会
22	一般社団法人左京医師会
23	一般社団法人京都府薬剤師会
24	船井薬剤師会
25	綾部薬剤師会
26	福知山薬剤師会
27	舞鶴薬剤師会
28	丹後薬剤師会
29	公益社団法人京都府放射線技師会

※原子力災害医療協力機関：被ばく傷病者等に対する初期診療、被災者に対する放射性物質による汚染の測定、救護所への医療チームの派遣、安定ヨウ素剤配布の支援等を実施する。

### 4. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、府、医療機関等と連携して、PAZ外であって安

定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

また、市は、府が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

#### (1) 事前配布体制の整備

①市は、府と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を確保するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄しておくものとする。

②市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、府、医療関係機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

③市は、府と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

④市は府と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

#### (2) 緊急時における配布体制の整備

①市は、府と連携し、緊急時に住民等が避難や一時移転等を行う際に安定ヨウ素剤を速やかに服用することができるよう、配布体制について十分検討することとする。

②市は、府と連携し、避難や一時移転等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

### 5. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 市は、国及び府と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

(2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、府及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 6. 物資の調達、供給活動体制の整備

(1) 市は、国、府及び関西電力株式会社と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発

生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 市は、国、府と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

## 第12節 住民等への確な情報伝達体制の整備

(1) 市は、国及び府と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

(2) 市は、国及び府と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無線設備(戸別受信機を含む)、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

(3) 市は、国、府と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4) 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び府と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(5) 市は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、携帯放送、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Ｌアラートの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

## 第13節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

## 第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

(1) 市は、国、府及び関西電力株式会社と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、ホームページ、広報紙、パンフレット等を活用するとともに、出前講座や地域への防災説明会の機会を通じて、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- ①放射線物質及び放射線の特性に関すること
- ②原子力施設の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- ⑤緊急時に、宮津市、国及び京都府等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥コンクリート屋内避難所、避難所等に関すること
- ⑦要配慮者への支援に関すること
- ⑧緊急時にとるべき行動
- ⑨避難所での運営管理、行動等に関すること

(2) 市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(3) 市は、防災知識の普及と啓発の実施にあたり、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、「宮津市男女共同参画基本計画～ウィンドプラン2017～」に基づき、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

(4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、宮津市災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

(5) 市は、国及び府と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を一カイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や 教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び府と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

## 第15節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び府と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- ①原子力防災体制及び組織に関すること
- ②原子力施設の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること
- ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦緊急時に市、府及び国等が講じる対策の内容
- ⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩その他緊急時対応に関すること

## 第16節 防災訓練等の実施

### 1. 訓練計画の策定

(1) 市は、国、府、関西電力株式会社等関係機関の支援のもと、

- ①災害対策本部等の設置・運営訓練
  - ②オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
  - ③緊急時通信連絡訓練
  - ④緊急時モニタリング訓練
  - ⑤原子力災害医療訓練
  - ⑥周辺住民に対する情報伝達訓練
  - ⑦周辺住民避難訓練
  - ⑧消防活動訓練・人命救助活動訓練
- 等の防災活動の要素ごとく又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を府と共同又は独自に行うものとする。

(2) 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等の市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

## 2. 訓練の実施

### (1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、府、関西電力株式会社等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

### (2) 総合的な防災訓練の実施

市は、高浜発電所が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づき必要に応じ住民の協力を得て、国、府、関西電力株式会社と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

## 3. 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組みするものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

## 第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

(1) 事故の通報を受けた宮津与謝消防組合消防本部は、直ちにその旨を府に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

(2) 事故の通報を受けた宮津警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(3) 事故の通報を受けた第八管区海上保安本部宮津会場保安署は、事故の状況の把握に

努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

- (4) 府及び市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

## 第18節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び府と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

## 第19節 関西電力株式会社の行う予防対策

高浜発電所における原子力防災対策については、原災法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、災対法等の原子力関係法令に基づき周辺環境の安全確保、安全防護施設の設置をはじめ、いかなる事態にも対処できるような対策を講じることとされている。

### (1) 環境条件の調査

施設周辺の人口構成及び人口分布等の資料の整備並びに平常時における放射能水準等災害対策上必要な事項の調査を行う。

### (2) 通信連絡網の整備

災害に関する情報の収集及び伝達についての組織・通信機器等整備を行う。

### (3) 防災上必要な研究

国又は防災機関の行う災害予防に関する科学的な研究に協力し、その成果を利用して災害予防対策の効果的な実施を図る。

### (4) 防災上必要な安全教育及び訓練等

平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、自衛消防体制の整備に努めるとともに、放射性物質による災害の特殊性を考慮し、発電所に従事する職員及び関連協力会社社員等に対し、これに関する知識の周知徹底を図るための安全教育及び緊急時に対処するための訓練等を実施する。

### (5) 放射能等監視体制の整備

#### ①空間放射線量率等の監視

舞鶴市田井小学校跡地、夕潮台公園の府域2箇所並びに高浜発電所敷地ほか福井県内25箇所にモニタステーション又はモニタリングポスト（NaI(Tl)シンチレーション検出器等）による常時監視並びに積算線量測定素子による定期監視（4回/年）



体制をとる。

②海洋放射能等の監視

原子力発電所放水口に水モニタを設置し、放射能の常時測定及び海水、海底土、生物の放射能の定期測定（4回／年）を行う。また、周辺海域の水温・塩分分布の定期測定（2回／日／季）を行う。

③放射性物質の放出状況の監視

原子力発電所排気筒にダストモニタ、ガスモニタ等を設置し、放射能の常時測定を行う。

④上記①、②の高浜発電所に係る調査、測定の結果については、高浜発電所に係る宮津地域の安全確保に関する通報連絡等協定書に基づき、宮津市へ報告するものとする。

なお、測定値に異常があった場合には、国（原子力規制庁）、府及び宮津市へ連絡するとともに、原因の把握等所要の措置を講じるものとする。

(6) 住民広報窓口の設置

原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置する体制を整備する。

### 第3章 緊急事態応急対策

#### 第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策等を定めたものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

#### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

##### 1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

###### (1) 情報収集事態が発生した場合

①原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府、府内関係市町等に対して情報提供を行うものとしてされている。また、府及び府内関係市町等に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとされている。

②市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

###### (2) 警戒事態が発生した場合

①原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は関西電力株式会社により連絡された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁並びに府、府内関係市町に対して情報提供を行うものとしてされている。

また、府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒態勢をとるため、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとしてされている。

②関西電力株式会社は、高浜発電所において、原子力事業者防災計画に定める警戒事態に該当する事象が発生したときは、府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとする。なお、連絡系統図は、図2のとおりである。

③市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。

(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合

① 高浜発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに（15分以内を別途）京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会、福井県、高浜町へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、市、京都府警察本部、宮津与謝消防組合消防本部、第八管区海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、府及び府内関係市町、京都府警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、PAZを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

なお、これらの連絡系統図は、図3のとおりである。

③ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

## 2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

① 原子力防災管理者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、府及び府内関係市町、京都府警察本部、宮津与謝消防組合消防本部、第八管区海上保安部、原子力防災専門官等に関西電力株式会社の応急措置の概要を定期的にファクシミリにより連絡するものとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

② 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、関西電力株式会社等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

① 原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）及び府内関係市町、京都府警察本部、宮津与謝消防組合消防本部、第八管区海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する関西電力株式会社への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

なお、連絡系統図は、図3のとおりである。

② 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。

市は、国の現地对策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び関西電力株式会社その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状態の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

③ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

④ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び府をはじめ関西電力株式会社、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

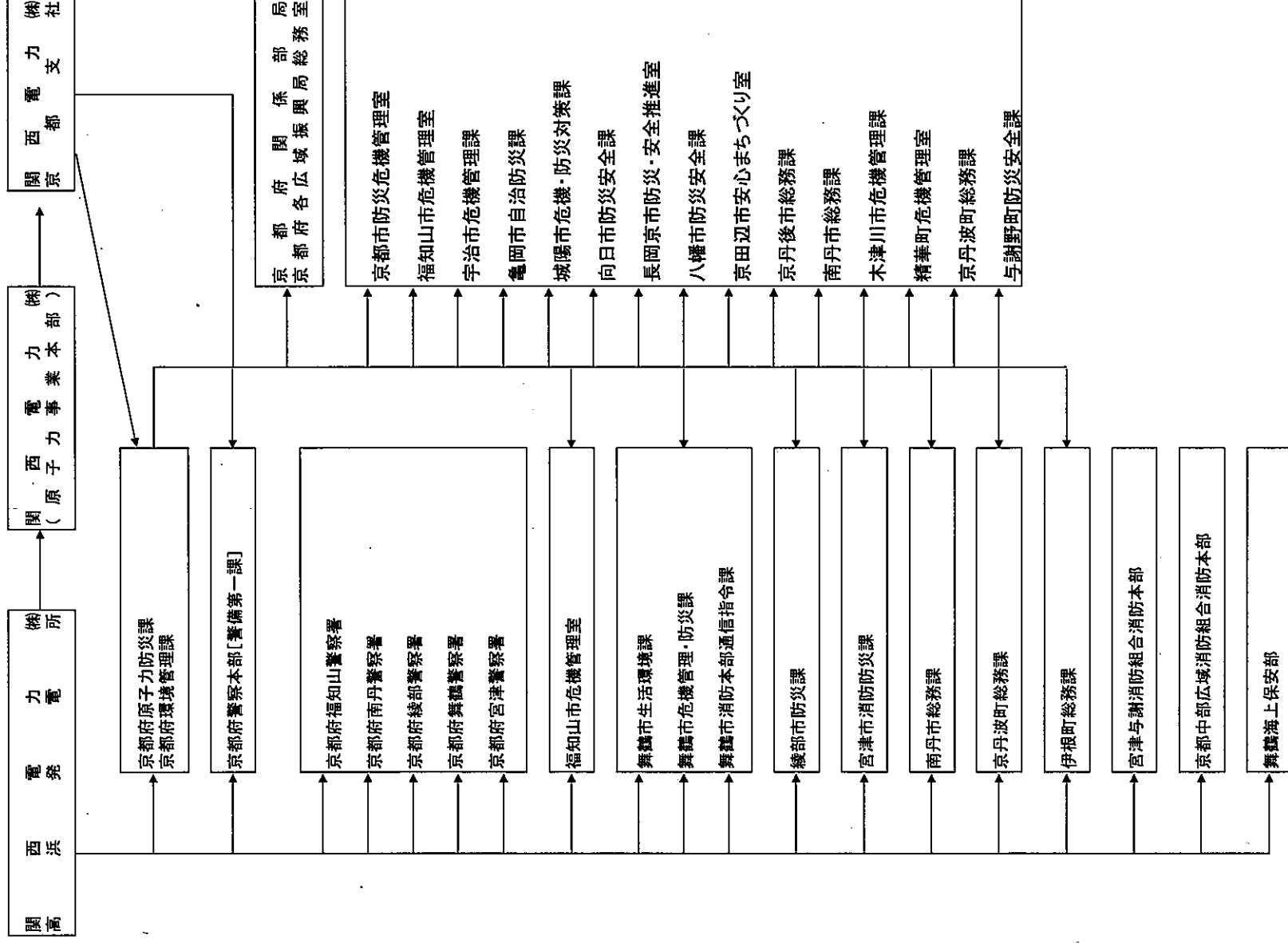
### 3. 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

### 4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

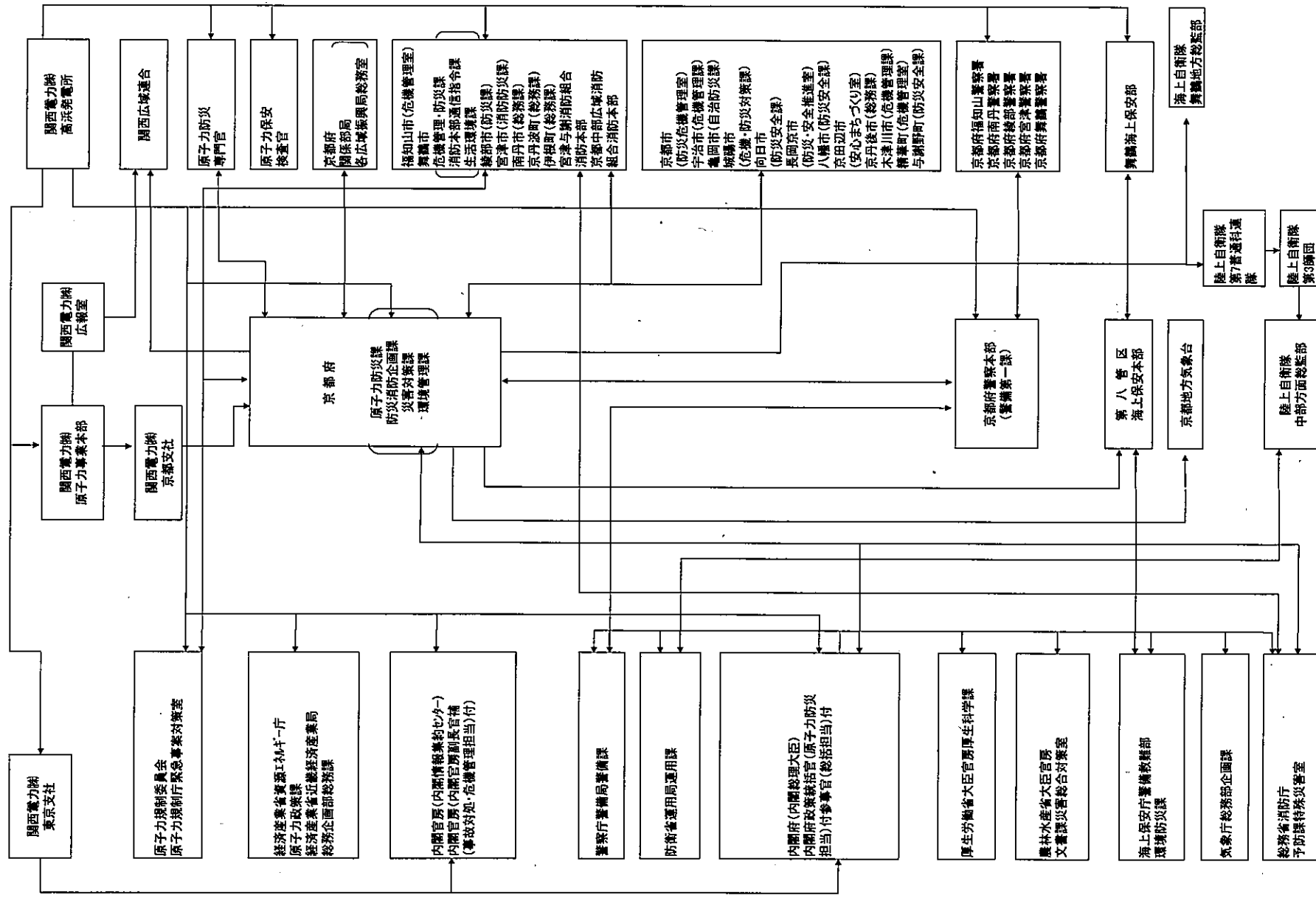
市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や府等の関係機関に協力するものとする。

図2 「警戒事態に該当する事象発生時の情報連絡」系統図  
(高浜発電所)



※関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

図3 「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所）



### 第3節 活動体制の確立

#### 1. 宮津市の活動体制

##### (1) 連絡調整会議の体制

市は、情報収集事態発生時に、必要に応じ連絡調整会議を開催し、府と連携しながら、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

なお、連絡調整会議の体制は、表6のとおりとする。

##### (2) 災害警戒本部の体制

###### ①災害警戒本部の設置

市は、警戒事態の発生を認知した場合、その他市長が必要と認めた場合、市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、府及び関西電力株式会社等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

###### ②災害警戒本部の組織等

災害警戒本部の組織、構成、体制等は図4及び表5、表6のとおりとする。

###### ③情報の収集

市は警戒事態の発生を認知した場合、府、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るなど、国、府との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

###### ④オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態の発生を認知した場合、京都府、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。

###### ⑤現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定めた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

###### ⑥国等との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

###### ⑦災害警戒本部の閉鎖

災害警戒本部の閉鎖は概ね以下の基準によるものとする。

- ア 災害警戒本部長が、高浜発電所の事故が終結し、事故対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。

##### (3) 災害対策本部の体制

###### ①災害対策本部の設置

市は、施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、府から施設敷地緊急事態発生

の通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、府、関西電力株式会社及び関係機関等と緊密な連携を図るものとする。

さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等をオフサイトセンターに設置するものとする。

#### ②災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、構成、体制等は図7及び表6、表7のとおりとする。

#### ③京都府への連絡

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したときは、この旨を国及び京都府知事へ連絡するとともに、府の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

#### ④情報の収集

市は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、府、原子力防災専門官、関西電力株式会社等から情報等を得るなど国、府との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

#### ⑤オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、国、府、府内関係市町、福井県等と連携し、直ちにオフサイトセンターの立ち上げ準備への協力を行うものとする。

#### ⑥現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市は、国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員の派遣要請があつた場合には、あらかじめ定めた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

#### ⑦国等との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を図るものとする。

#### ⑧他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

#### ⑨災害対策本部の閉鎖

災害対策本部の閉鎖は、概ね以下の基準によるものとする。

災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言がなされた後、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたときに閉鎖する。



図4 「災害警戒本部」及び「災害対策本部」の体制

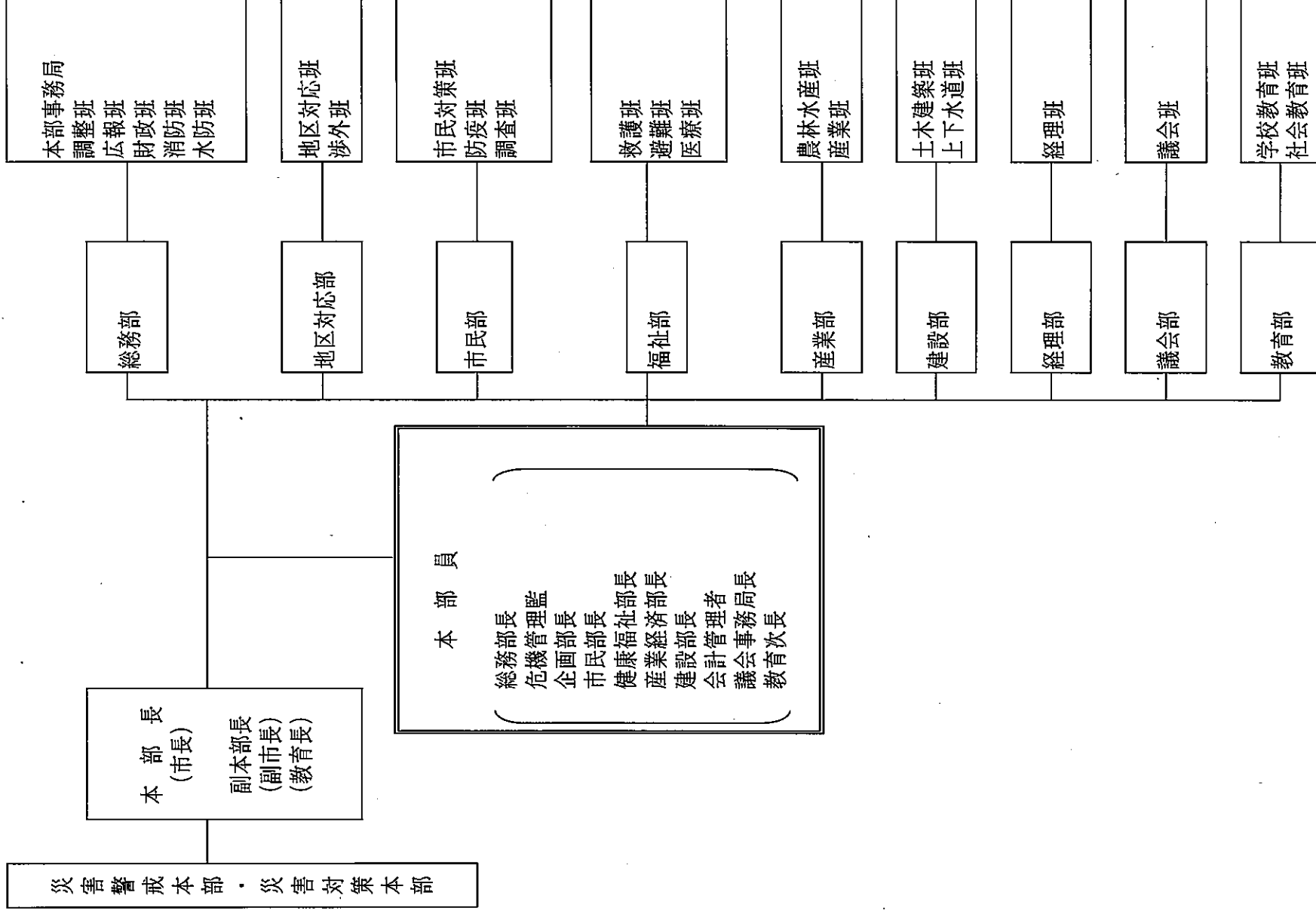


表5 災害対策本部組織及び事務分掌

部	部長及び 副部長	班	事務分掌	担当係
災害対策本部	本部長 市長 副本部長 副本部長 教育長	—	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置及び閉鎖</li> <li>2 今後の活動方針、復旧活動の検討・決定</li> <li>3 オフサイトセンター派遣職員の決定</li> <li>4 各班の任務のうち重要事項の決定に関すること</li> </ol>	—
総務部	危機管理監 部長 総務部長 副本部長 課長 相当職	本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の庶務</li> <li>2 災害予防及び応急対策の総合調整</li> <li>3 災害情報、被害情報等の収集及び報告</li> <li>4 原子力災害合同対策協議会の連絡調整</li> <li>5 関西電力株式会社との連絡調整</li> <li>6 公共交通機関との連絡調整</li> <li>7 自治会避難対策本部との連絡調整</li> <li>8 被害状況の取りまとめ</li> <li>9 災害対策本部決定事項等の各班への周知徹底</li> <li>10 災害対策本部要員の動員及び応援要員の配置調整</li> <li>11 関係機関等との連絡調整</li> <li>12 職員の動員及び応援調整</li> <li>13 防災業務従事職員の被ばく管理等健康管理</li> <li>14 他の部の所管に属さない事項</li> <li>15 応援に関すること</li> </ol>	消防防炎係 行政係 職員係 秘書広報係
		広報班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広報活動及び報道機関の対応</li> <li>2 災害記録の整理</li> </ol>	秘書広報係 行政係 職員係
		財政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害経費のとりまとめ及び予算編成</li> <li>2 災害復旧資金の確保</li> <li>3 公用車等の車両調達及び配車計画</li> <li>4 普通財産の被害状況調査及び応急措置</li> <li>5 行政財産の被害状況の総括</li> <li>6 災害対策活動に必要な機械器具、資材等の調達</li> <li>7 電話・電気等施設及びその他庁舎機能の確保</li> </ol>	予算係 管財契約係

		消防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防業務に必要な情報の収集及び連絡</li> <li>2 消防水利の対策及び確保</li> <li>3 消防資器材の整備、点検及び確保</li> <li>4 消防組合・消防団との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の予防及び警戒</li> <li>・火災、風害、地震等の場合における防衛活動</li> <li>・危険物の安全の確保</li> <li>・人命救助活動</li> <li>・行方不明者の捜索及び収容</li> <li>・自主防災組織の指揮又は指示</li> <li>・被ばく防護資器材等の管理</li> </ul> </li> <li>5 消防防災係の所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置</li> </ol>	消防防災係
		水防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防資材の整備、点検及び確保</li> <li>2 水防関係情報の収集及び連絡</li> <li>3 水防警報及び緊急対策</li> </ol>	企画調整係 環境交通政策係 人権啓発係
地区対応部	部長 企画部長 副部长 課長 相当職	地区対応班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設及び避難者の把握、報告</li> <li>2 地区駐在班の編成及び総括指揮</li> <li>3 広報車による広報活動</li> <li>4 避難状況の確認</li> </ol>	観光振興係 定住まちづくり係
		渉外班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自衛隊に対する人命救助の連絡要請及び受入</li> <li>2 自衛隊その他関係機関に対する復旧支援等の要請及び受入</li> <li>3 各種陳情及び被災地の慰問</li> <li>4 商工観光関係の被害状況調査及び応急措置</li> </ol>	
市民部	部長 市民部長 副部长 課長 相当職	市民対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治会別住民名簿の作成</li> <li>2 食料品(米、パン、弁当等)の確保</li> <li>3 食料供給(炊出し、運搬等)計画の作成及び実施</li> <li>4 食料品の供与</li> <li>5 被災者の生活相談</li> <li>6 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置</li> </ol>	市民窓口係 国保年金係

		防疫班	<p>1 消毒その他感染症予防対策  2 必要薬品等資材の確保  3 廃棄物の処理及び指導監督  4 環境影響の応急及び拡大防止措置  5 モニタリング実施機関との連絡調整  6 緊急時モニタリングの支援  7 家庭動物等対策の連絡調整  8 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置</p>	生活衛生 係
		調査班	<p>1 被災地区の情報収集  2 家屋、家財、生活必需品等の被害状況調査  3 被災者の証明</p>	市民税係 資産税係
福祉部	部長 健康福祉 部 長 副部長 課 長 相 当 職	援護班	<p>1 避難行動要支援者名簿の作成  2 災害救助法の適用事務  3 要援護者の安否確認及び避難調整  4 被災者の生活再建支援(被災者生活支援法事務等)  5 災害弔慰金及び災害見舞金の支給  6 ボランティアセンターの開設支援及び連絡調整  7 日本赤十字社との連絡調整  8 義援金の配分  9 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置</p>	地域福祉 係 介護保険 係 介護予防 係
		避難班	<p>1 避難生活所の管理運営  2 避難生活者の収容保護  3 応急保育の実施と保育所入所児童等の安否情報確認  4 遺体の一時安置と身元不明遺体の対応  5 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置</p>	子育支援 係 障害福祉 係 保護係

		医療班	健康増進 係
		1 傷病者の救護及び医療機関への収容 2 医薬品及び衛生資材の確保 3 安定ヨウ素剤配布の連絡調整及び配布 4 救護所の設置及び医療救護活動 5 消毒その他感染症予防対策 6 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	
産業部	部長 産業経済 部 長 副部長 課 長 相 当 職	農林水産班	農林水産 係 農山漁村 進行係 産業基盤 係
		1 農林・水産関係(所管する行政財産を含む。)の被害状況調査及び応急措置 2 農林水産業団体との連絡調整 3 汚染農林水産物の出荷制限にかかる連絡調整 4 土砂崩れ等による危険箇所の確認 3 通行規制措置の対応 4 家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策 5 流出物及び漂流物の処理	
		産業班	産業推 進 係 産業創出 係 農業委員 会事務局
		1 救援物資の調達 2 被災者の生活物資の調達、配分計画、輸送、給与及び貸与 3 義援物資の受付及び配分	
建設部	部長 建設部長 副部長 課 長 相 当 職	土木建築班	建設総務 係 土木係 まち景観 係 建築住宅 係 空家対策 推進係
		1 公共土木施設の被害状況調査及び応急措置 2 土砂崩れ等による危険箇所の確認 3 道路の通行可否の調査及び通行の規制 4 道路等の障害物の除去(除雪を含む。) 5 応急仮設住宅用地のあっせん 6 応急仮設住宅入居者の決定 7 公営住宅の被害状況調査及び応急措置 8 被災建築物の応急危険度判定 9 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	
		上下水道班	管理係 水道整備 係 下水道整 備係
		1 飲料水の確保及び供給 2 水道施設の被害状況調査及び応急措置 3 水道施設に係る水質検査、管理対策 4 下水道施設の被害状況調査及び応急措置	

経理部	部長 会計管理者	経理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係費支出資金調達の調整</li> <li>2 災害関係費支出の審査及び支払</li> <li>3 義援金の受付及び保管</li> <li>4 応急庁用必需物品の調達及び管理</li> <li>5 市民班の応援</li> </ol>	会計係
議会部	部長 議会議務局長	議会班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議員に対する連絡及び応接</li> <li>2 被災地の慰問</li> <li>3 各部・各班の応援</li> </ol>	議事調査係
教育部	部長 教育次長 副部長 課長 相当職	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育業務に必要な情報の収集</li> <li>2 園児・児童・生徒及び教職員の安否情報確認</li> <li>3 学校施設避難所の開設連絡</li> <li>4 各学校等施設管理者（市外含む）との連絡調整</li> <li>5 学校施設の被害状況調査及び応急措置</li> <li>6 授業実施用設備備品及び教育資材等の調達</li> <li>7 園児・児童・生徒の教科書・学用品等の調査及び調達</li> </ol>	学校教育係 施設係
		社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の被害状況調査及び応急措置の指導</li> <li>2 所管する施設における利用者の安否情報確認</li> <li>3 社会教育団体との連絡調整</li> <li>4 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置</li> </ol>	社会教育係 文化振興係

表6 連絡調整会議・災害警戒本部・災害対策本部体制

体制	連絡調整会議	災害警戒本部	災害対策本部
設置時期	・情報収集事態発生時	・警戒事態発生時	・施設敷地緊急事態発生時 ・全面緊急事態発生時
事態の主な内容	高浜町で震度5弱又は5強の地震発生	高浜町で震度6弱以上の地震発生 交流電源が1系統のみになった場合(15分以上継続) 原子炉炉冷却材の漏えい	敷地境界付近で5 $\mu$ Sv/hを検出 全交流電源喪失(30分以上継続) 蒸気発生器への給水機能喪失 原子炉制御室の機能喪失 全直流電源喪失(5分以上継続)
本部長(副)	市長 (副市長、教育長)	同 左	同 左
設置場所	災害対策本部署	同 左	同 左
連絡方法	1 総務部消防防災課から電話又はメールにより連絡 2 職員参集メール又は各部長を通じて関係職員へ連絡		

## 2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は別に定める。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状態の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内避難の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

## 3. 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

## 4. 応援要請及び職員の派遣要請等

### (1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

宮津与謝消防組合消防本部は、必要に応じ、府に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

### (2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指

定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は京都府知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

#### 5. 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、府知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに京都府知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

#### 6. 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目的として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

#### 7. 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

##### (1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

##### (2) 防護対策

①災害対策本部長（又は現地災害対策本部長）は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

②市は、府やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量



計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

### (3) 防災業務関係者の放射線防護

- ① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。
- ② 市は、府と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。
- ③ 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ府など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

### (4) 安全対策

- ① 市は、府と連携し、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ② 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、府及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 第4節 避難、一時移転等の防護活動

### 1. 避難、一時移転等の防護活動の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、一時移転等の防護措置を実施するものとする。

(1) 市は、警戒事態発生時には、国若しくは京都府の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。

(2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは府の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うものとする。また、市は、国若しくは京都府の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うものとする。

(3) 市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難の実施に併せ、国若しくは京都府の要請又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう勧告又は指示等を実施するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には府と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。

(4) 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、国が原子力災害の観点から、屋内避難指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、府または市独自の判断で避難指示を行なうことができるとされている。その際には、市は、国及び府と緊密な連携を行なうものとする。

(5) 市は、住民等の避難誘導に当たっては、府と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、避難対象区域を含む宮津市は、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び府に対して情報提供するものとする。

(6) 市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。

(7) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、府が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとされている。この場合、府は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとされている。

(8) 市は、災害の実態に応じて、府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

## 2. 避難所等

(1) 市は、府及び関西広域連合に協力を求め、緊急時に必要に応じ指定避難所及び避難退域検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設できるよう努めるものとする。

(2) 市は、府及び関西広域連合に協力を求め、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について府及び市に提供できるよう努めるものとする。

(3) 市は、府及び関西広域連合に協力を求め、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 市は、府及び関西広域連合に協力を求め、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うよう努めるものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施できるよう努めるものとする。

また、市は、府及び関西広域連合に協力を求め、保健師等による巡回健康相談等を実施できるよう努めるものとする。

(5) 市は、府及び関西広域連合に協力を求め、「宮津市男女共同参画基本計画～ウィンドプラン2017～」に基づき、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 市は、府及び関西広域連合に協力を求め、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(7) 市は、京都府及び関西広域連合に協力を求め、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっ旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国、府及び関西広域連合と協議するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じ、犬や猫等の家庭動

物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び府に資機材の調達に関して要請するものとする。

### 3. 広域一時滞在（一次避難）

(1) 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては京都市府に対し当該他の都道府県との協議を求めるとする。

(2) 市は、府に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

(3) 府は、宮津市から協議要求があった場合、関西広域連合及び他の都道府県と協議を行うものとされている。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待つかまがなるときは、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を市に代わって行うものとされている。

(4) 国は、宮津市及び京都市府が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を宮津市に代わって行うものとされている。

### 4. 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、府、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

(1) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

① 安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Z内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は関係地方公共団体から出されることとされている。

② 市は、府と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

(2) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

①緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は関係地方公共団体が指示することとされている。

②市は、府と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

## 5. 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、災害時要援護者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

## 6. 要配慮者への配慮

(1) 市は、国、府及び関西広域連合に協力を求めるとともに、関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。

(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

(4) 市は、要配慮者等が避難に時間を要する場合において、府と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	施設種別	所在地
安寿の里	高齢者施設	宮津市字由良 751 番地

## 7. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定められたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速

やかにその旨を連絡するものとする。

#### 8. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

#### 9. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、現地对策本部、関係機関と連携し、警戒区域又は避難を勧告若しくは指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

#### 10. 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 市は、府及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、府等によって調達された物資を被災者に対し供給するものとする。

(3) 市及び府は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）又は原子力災害対策本部に物資の調達の要請するものとする。

#### 第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

#### 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。

(2) 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。市は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国及び府からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、府が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。また、市は、国および府の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

(3) 市は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び府の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

## 第7節 緊急輸送活動

### 1. 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、府等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

#### (2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ①救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ②負傷者、避難者等
- ③対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び府の現地対策本部長、市の対策本部長等、緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等））及び必要とされる資機材
- ④避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- ⑤食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ⑥その他緊急に輸送を必要とするもの

#### (3) 緊急輸送体制の確立

- ①市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ②市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、府を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ府や周辺市町村に支援を要請するものとする。
- ③市は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

## 2. 緊急輸送のための交通確保

市は、交通規制に当たる府警察本部と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

## 第8節 救助・救急及び医療活動

### 1. 救助・救急活動

- (1)市は、宮津消防組合消防本部と協力し、救助・救急活動が円滑に行われるよう、必要に応じ府又は関西電力株式会社その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2)市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、京都府、関西電力株式会社等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- (3)市及び宮津与謝消防組合消防本部は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を京都府に要請するものとする。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。
  - ①救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
  - ②応援要請を行う消防機関の種別と人員
  - ③市への進入経路及び集結（待機）場所 など

### 2. 医療措置

市は、府が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとする。

## 第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

### 1. 住民等への情報伝達活動

- (1)市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態



による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

①事故が発生した施設名、発生時刻

②事故の状況と今後の予想

③各地域住民のとるべき行動についての指示

(2) 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び府と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞り者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

(4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、府、関係周辺市町、関西電力株式会社等と相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、Ｌアラート等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段に限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

## 2. 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 市は、国、府及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、府、福井県、関係市町、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報 の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害の発生が報告されると、国内、国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市は適切に対応するものとする。

### 1. ボランティアの受入れ

市は、社会福祉法人宮津市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請するとともに、国、府及び関係団体と、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

### 2. 国民等からの義援物資、義援金及び見舞金の受入れ

#### (1) 義援物資の受入れ

市は、府及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

#### (2) 義援金及び見舞金の受入れ

市は、府と十分協議の上、義援金及び見舞金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

### 第11節 行政機関の業務継続に係る措置

市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定められた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

また、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

#### (1) 市域外へ避難した場合の行政体制

市が避難対象区域となり、市域外へ避難する場合には、府と調整し、避難後の市民サービスが迅速かつ円滑に行えるよう市民の移転先に行政機能を移転することを原則とする。

なお、情報の共有や応急及び復旧対策が効率的に行えるよう府が設置する現地対策本部に災害対策本部の支部を設置するものとする。

また、行政機能の移転に当たっては、市民の避難を優先したうえで実施するものとする。

その場合の体制は以下のとおりとする。

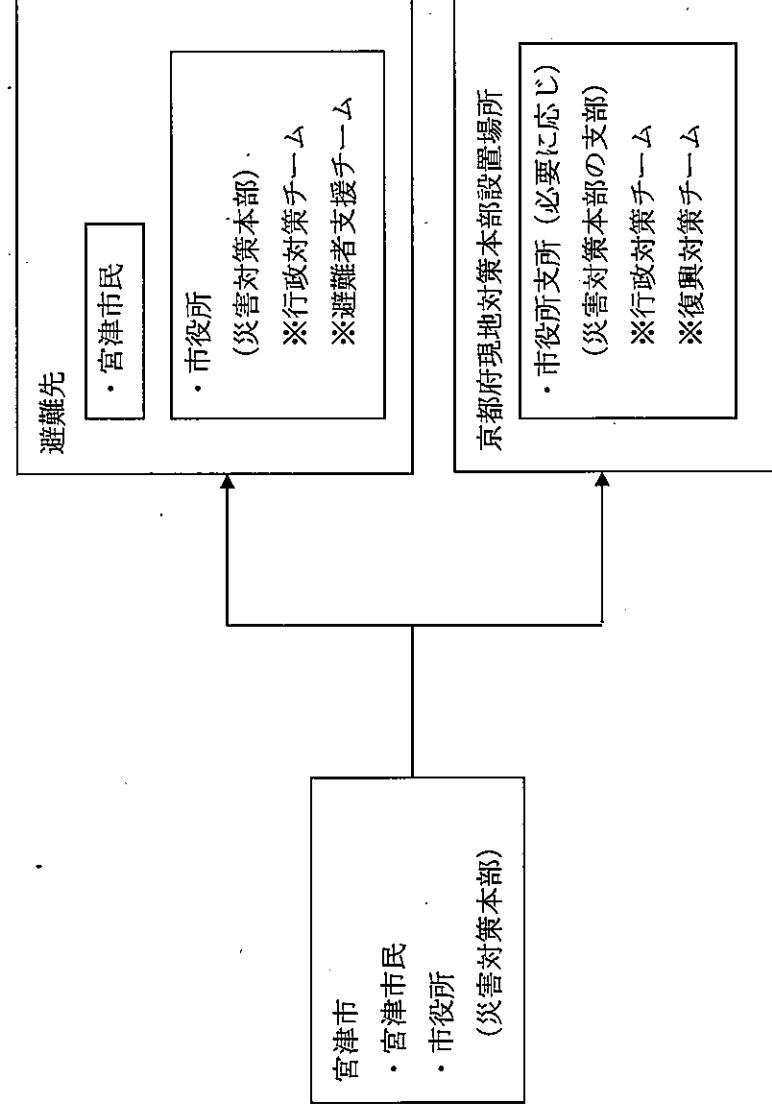


図5 市域外へ避難した場合の行政体制

#### (2) 各種データの整備保全

長期避難や復興の円滑化のため、あらかじめ住民基本台帳等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

## 第12節 水資源対策

(1) 市は、水道原水が放射性物質により汚染された場合及び汚染の恐れがある場合は、モニタリング担当部局などの関係機関から情報を得ながら、必要な浄水処理及び送水対策を講じるものとする。

(2) 市は、上下水道施設において、放射性物質を含む原水及び下水の処理に伴い発生する汚泥等について、廃棄物担当部局などの関係機関と連携しながら、モニタリング、保管等の対策を講じるものとする。

(3) 放射性物質の放出により、由良川をはじめとする水源が広域的に汚染されることが予想されるため、市は、飲料水や生活用水等への影響、使用を控える必要が生じた場合の対策等を検討する。

## 第13節 家庭動物等対策

災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。

市は、国、府及び関西広域連合に協力し、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備をはじめ、飼養管理等に携わる人員の確保等の体制の整備について検討するものとする。

## 第14節 関西電力株式会社の行う応急対策

関西電力株式会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防止し又は災害の拡大を防止するため、高浜発電所における災害に関する予防、復旧及び情報連絡並びに非常時においてとるべき応急措置については、高浜発電所原子力事業者防災業務計画に定める他、関西電力規程要則等によりその細部を規定し防災事務の円滑な推進を図るとともに、次の応急措置を講じることとされている。

### (1) 災害状況の把握

関西電力株式会社は、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、警戒本部又は原子力緊急時対策本部を設置する。

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、災害の状況について、本部構成員が次の事項の把握に努め逐次本部長に報告する。

#### (把握事項)

- ① 事故発生日時
- ② 事故発生場所
- ③ 事故の原因、状況及びとりつづめる措置
- ④ 災害範囲及び程度と拡大性の有無
- ⑤ 気象状況
- ⑥ 人身事故の有無
- ⑦ 発電所周辺地域において実施中の放射線測定結果
- ⑧ 京都府知事、宮津市長等に対する要請事項

⑨事後の連絡場所

⑩その他必要事項

(2) 傷病者等の救出

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、被ばく患者、傷病者が発生した時は、発電所で定める関連標準により迅速、的確かつ円滑な処置対策を図るものとする。

(3) 外来者の退避及び立入制限措置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、災害が発生した場合、発電所長の決定に基づき原子力緊急時対策本部の活動により災害種別ごとにそれぞれ外来者を指定する場所に退避させるとともに、災害の状況に応じ、立入制限区域を設定する。

また、交通遮断を必要とするときは、その旨を防災機関に連絡する。

(4) 災害の拡大防止措置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、次に掲げる措置を行うものとする。

- ①災害の拡大防止に必要な機械、電気設備の応急補修作業
- ②拡大防止対策、被ばく低減のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握
- ③立入制限区域の設定
- ④危険物施設の防護措置

(5) 放射性物質等により発電所区域外に影響を及ぼす場合、又は影響を及ぼすおそれのある場合の措置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、発電所区域外についても災害状況の把握、防災機関に対する緊密な連絡体制の確保、災害の拡大防止措置などを行うとともに、傷病者等の救出並びに退避及び危険区域の立入制限などの措置について、京都市及び宮津市並びに防災機関に協力して積極的にこれを行うものとする。

なお、高浜発電所において、前記の措置が困難な場合には関西電力株式会社の他事業所より支援を受けるものとする。

(6) 住民広報窓口の設置

警戒本部又は原子力緊急時対策本部は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、必要に応じて住民広報窓口を設置するものとする。

## 第4章 原子力災害中長期対策

### 第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

### 第2節 高浜発電所の防災体制の解除

関西電力株式会社は、原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態宣言が交付され、原災法第22条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織で対応が可能と判断したときに、原子力防災体制を解除することができるとされている。

また、原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、原子力防災専門官の助言を受けて、京都府、福井県及び所在町の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断したときには、原子力防災体制を解除することができるとされている。

市は、原子力防災体制を解除することにつき意見聴取があった場合には、府とともに専門家の意見も聴いた上で回答するとともに、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

### 第3節 現地事後対策連絡会議への職員の派遣

市は、国の原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、国が現地事後対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催したときは、あらかじめ定められた職員を派遣し、講ずべき事後対策の確認等を行うものとする。

### 第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び府と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

### 第5節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、府、関西電力株式会社及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

### 第6節 各種制限措置の解除

市は、府と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。

また、解除実施状況を確認するものとする。

## 第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

### 1. 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

### 2. 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

## 第8節 被災者等の生活再建等の支援

(1) 市は、国及び府と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 市は、国及び府と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 市は府と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第9節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び府と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

## 第10節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び府と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

## 第11節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び府とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

別表1 緊急事態区分とEALについて

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。</p> <p>⑬ オンサイト統括が警戒を必要と認めると認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>



施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要ない場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とすると原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以外の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

別表2 OILと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要														
緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)														
	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。														
早期防護措置	OIL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。														
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリン基準	0.5 μSv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。														
	OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	<table border="1"> <tr> <td>核種※7</td> <td>飲料水、牛乳・乳製品</td> <td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg※8</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </table>	核種※7	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
核種※7	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他															
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8															
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg															
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg															
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg															

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が

明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判

断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が $20\text{cm}^2$ の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G - 2におけるO I L 6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 I A E Aでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。